

平成30年第5回岐阜県議会定例会における審議結果について

1 会期

平成30年12月4日(火)～12月20日(木) (17日間)

2 審議結果

次の議案が12月4日に提出され、教育警察委員会に付託された。

○議第122号

平成30年度岐阜県一般会計補正予算のうち歳出予算補正中教育警察委員会関係及び債務負担行為補正中教育警察委員会関係

※12月17日の教育警察委員会での審議を経て、12月20日本会議で可決された。

3 一般質問・議案に対する質疑の状況

月 日	議員名	質 問 事 項
12月12日	足立 勝利 (自 民)	○清流の国ぎふの活性化に向けた取組みについて ・新たな在留資格の創設を見据えた取組みについて ① 教育現場における今後の取組みについて ○清流の国ぎふを支える人づくりについて ・教員の長時間勤務の解消に向けた取組みについて ・優秀な教員の確保に向けた取組みについて ・成人年齢の引き下げを見据えた取組みについて ① 教育現場での取組みについて
	高木 貴行 (県 民)	○インターネット利用犯罪から少年を守る取組みについて ・ネットパトロールの現状と問題行動やトラブルの未然防止の効果について ○岐阜県文化財保護審議会について

月 日	議員名	質 問 事 項
12月12日	山田 実三 (無所属)	○特別支援学校の教育環境の整備について
12月13日	水野 吉近 (公 明)	○「清流の国ぎふ」創生総合戦略について ・人口減少社会における自然減・社会減への対応について ① 社会減対策となる児童生徒に対するふるさと教育への取組みについて ○児童生徒が通学時に携行するバッグ等の重さへの配慮について
	松岡 正人 (自 民)	○テクノプラザの整備について ・モノづくり人材育成拠点としての整備について ① 学校外の研究機関や共同施設での最新技術の実習や授業の実施について ○中学生の部活動やスポーツの環境整備について ・少子化や教員の働き方改革を見据えた部活動の今後について
	小原 尚 (県 民)	○小中学校における日本語指導について ・現在の外国人児童生徒に対する日本語指導体制について ・新たな外国人材の受け入れを見据えた教員や指導員の養成・確保について
12月13日	篠田 徹 (自 民)	○高校入試改革の課題と成果、今後の方針について
	広瀬 修 (自 民)	○県立学校の管理職及び教員の人材確保について ・管理職への幅広い人材の登用について ・管理職候補者の育成と確保について ・臨時的任用教員の人材確保について ○子どもの読解力低下に対する県の考え方や認識及び今後の取組みについて

○清流の国ぎふの活性化に向けた取組みについて

・新たな在留資格の創設を見据えた取組みについて

① 教育現場における今後の取組みについて

教育長答弁

新たな在留資格の創設を見据えた教育現場における今後の取組みについてお答えします。

在留外国人の児童生徒に対する日本語教育については、これまで、来日して間もない初期の段階、日本の児童生徒と一緒に授業を受ける段階、さらに、日本語に慣れ学力を高める段階など、レベルに応じた切れ目のないカリキュラムや学習教材の開発に取り組んできたところです。

今後は、それらを有効に活用し、日本語指導を担当する教員のスキルを高める研修とともに、初めて外国人児童生徒を受け入れる学校や教員のための研修を充実させてまいります。

また、各学校においては、日本の児童生徒の多文化共生意識を育んでいくことが大切であり、例えば、外国人児童生徒が多く在籍する学校では、外国の食文化を調べて発表しあったり、母国の遊びや民族衣装を紹介し日本の児童生徒と外国人児童生徒と一緒に楽しむなどの取組みを行っております。

これらを県内の学校に広く紹介することなどにより、文化や考え方の違いを受け入れて、協力して生活できる力を育む教育に取り組んでまいります。

○清流の国ぎふを支える人づくりについて

・教員の長時間勤務の解消に向けた取組みについて

教育長答弁

清流の国ぎふを支える人づくりについて、3点のご質問がありました。

はじめに、教員の長時間勤務の解消に向けた取組みについてお答えします。

働き方改革プランに基づき、県立学校では、勤務時間の正確な把握を始め、学校行事の削減・簡素化等の取組みにより、長時間勤務は減りつつあります。しかし、月

80時間を超えて勤務する教員が、本年10月においても18%いるのが現状です。

このため、引き続き管理職が教員一人一人の勤務実態を丁寧に把握し、業務の偏りを解消していくほか、研修等を通じて個々の教員に勤務時間を意識した働き方を浸透させてまいります。また、更なる業務の精選や役割分担の見直しに向けて、例えば、今後設置を進める学校運営協議会を活用するなど、地域や保護者の理解や協力を求めていくことが必要と考えております。加えて、部活動についても、適切な休養日、活動時間の設定のもと、積極的に外部人材を活用し、長時間勤務の解消に繋げてまいります。

小中学校においても、まずは勤務時間の正確な把握が重要であります。休日を含めた勤務時間を正確に把握している学校は約半数に留まっております。

このため、各市町村教育委員会に対して県内市町村の取組み状況を情報提供すると

ともに、状況に応じて個別に働きかけを行ってまいります。

○清流の国ぎふを支える人づくりについて
・優秀な教員の確保に向けた取組みについて

教育長答弁

次に、優秀な教員の確保に向けた取組みについてお答えします。

ベテラン教員の大量退職を迎える中、優秀な教員の確保は喫緊の課題であり、このため、教員採用試験の改善や大学生等への広報活動の充実などにより、志願者の確保に努めてまいりました。しかしながら、例えば高等学校の農業や工業などの教科、小学校や特別支援学校においては、競争倍率の増加に至っておりません。

このため、今後は、新たに高校生が教員の仕事を体験し、教員の魅力を知ってもらうための取組みを実施するとともに、教員を目指す大学生等を対象とする「清流の国ぎふ教師養成塾」の一層の充実を図ってまいります。

併せて、教員採用試験についても、教職経験者や教科の専門に関わる資格を保有する者の一部の試験の免除など多様な方々に志願していただけるよう更なる改善を検討し、志願者の拡大や資質の向上を図ってまいります。

○清流の国ぎふを支える人づくりについて
・成人年齢の引き下げを見据えた取組みについて
①教育現場での取組みについて

教育長答弁

最後に、成人年齢の引き下げを見据えた教育現場での取組みについてお答えします。

民法の改正による成人年齢の引き下げにより、18歳から契約の主体となり、売買や金銭の貸し借り、雇用などの多様な契約により様々な責任が生じることを踏まえ、高校のより早い時期から、主体的に判断でき、自らの行動に責任が持てる人材を育成する必要があります。

現在、そのひとつの方法として、高校の公民科や家庭科の授業を中心に、若年者の消費者被害の防止や契約の重要性を学ぶ消費者教育を推進しております。ここでは、契約の意義や基本原則を理解した上で、多様な契約があること、消費者の権利と責任、消費者保護の仕組みについて学んでいます。

今後は、例えば、日常生活で生じる紛争や契約トラブルなどを題材に、生徒同士で議論してその解決策を考えることを通して、高校生自らが契約の当事者

として法的な権利や責任の主体となることを学習する取組みを充実してまいります。

○高木 貴行 議員（県民・多治見市）

12月12日（水）

**○インターネット利用犯罪から少年を守る取組みについて
・ネットパトロールの現状と問題行動やトラブルの未然防止の効果について**

教育長答弁

ネットパトロールの現状と、問題行動やトラブルの未然防止の効果についてお答えします。

県教育委員会では今年度からネットパトロールを専門業者へ委託し、10月までの7か月間で問題のある投稿1,288件を把握し、全て学校に情報提供しております。その大半は、氏名や所属する学校、学年、ラインのQRコードといった個人情報の公開であり、学校において問題箇所の削除やロックをかけるよう指導し、児童生徒がトラブルに巻き込まれないよう対応しております。

また、他人への誹謗中傷など危険度の高い投稿が17件ありましたが、速やかに学校内で情報共有することで、該当生徒を特定し指導やカウンセリング等を実施して事態の悪化の防止につなげております。

なお、現在のところ該当案件はありませんが、児童生徒の生命にかかわるような緊急性の高い事案、更にはネットワーク利用に関する犯罪被害等については、警察本部と締結しております協定等に基づき、県警察と相互に情報交換することにより対応を図ることとしております。今後とも関係機関と連携し、問題行動やトラブルの未然防止に努めてまいります。

○岐阜県文化財保護審議会について

教育長答弁

岐阜県文化財保護審議会についてお答えをいたします。

県文化財保護審議会の委員は、文化財保護条例に定める文化財の指定分野を勘案して、それぞれの専門分野で学識経験があり、全国的見地から客観的評価を行える方、12名を選定しております。任期は、条例上2年としておりますが、再任を妨げないこととして運用しております。

このため、各委員は、例えば、展覧会の審査員など、専門分野に関わる他の役職を引き受けられることもあるものと思いますが、いずれにしても、本審議会の審査については厳正に行っていただくべきものと認識しております。

また、文化財の審査を行う際には、まず諮問案件に関し、内容に応じて専門の調査委員2名を選定して、客観的な視点で情報収集などの調査を行います。そして、その調査結果を踏まえ、当該案件が文化財指定に相応しいものかどうかを審議会全体で議論し、答申内容を決定する流れとなっております。

さらに、引継ぎについてのお尋ねもございました。過去20年の審議会の状

況を確認しましたところ、諮問時から答申時まで、調査委員が交代したケースは2件ございました。しかしながら、いずれのケースも実際の調査開始前に交代しており、調査から答申までは同一委員が担っておりました。仮に、委員が調査途中で交代するようなことがあった場合であっても、新たな委員が最終的には自らの見識で評価を行うべきものであり、既に行われた調査内容等については、事務局からしっかり情報提供することとしております。

こうしたことで、これまでも適正な審議会運営に努めてきているところではありますが、知事からも答弁がありましたように、よりよい審議に向けて見直しを行っていくことも必要と考えており、今年度から、過去に指定された類似の文化財に関する調査報告や議事録について、全委員と情報共有を図ることとしたところでございます。

今後につきましては、例えば現行で慣行として運用している調査などに係る運営上の手続きについて、成文化、明確化を図るなど、よりよい審議に向けた検討も進めてまいります。

再質問

○岐阜県文化財保護審議会について

教育長答弁

今後の審議会運営につきましては、先生からのご指摘等もございましたけれども、私としては、過去の指定につきましては、適切に審議会として運営されていると思っております。

しかしながら、仮に問題があるといけないということであれば、過去の審議会のやり方等々については、よくよく職員等々で検討して取り組んでいくということでございます。今までのものについては、私自身、その先生のご指摘いただいた案件については、直接聞いておりませんので、どういう状況であったかということもよく調査する必要があると思っております。ただ、審議会としては適切に運営をしてきておるのではないかとと思っております。

○山田 実三 議員(無所属・瑞浪市)

12月12日(水)

○特別支援学校の教育環境の整備について

教育長答弁

特別支援学校の教育環境の整備についてお答えします。

これまで、子どもかがやきプランに基づき、知的障がい、肢体不自由、病弱等のある児童生徒を対象とする特別支援学校の新設を進めてまいりました。

併せて、東濃特別支援学校など、プラン策定以前に整備した学校についても、多様な障がいに対応できるよう教育課程を整えてまいりました。

一方で、重度・重複障がいのある児童生徒や小中学校等に準じた教科学習を行う児童生徒が増えてきており、学校によっては施設設備の改善が必要な状況

が生じております。

そのため、各学校の実情に応じて、エレベータの増設や体育館のエアコン設置などに取り組んでいるところです。

今後は、これまで以上にきめ細やかに各学校の実情を把握した上で、より充実した学習環境となるよう、重点的かつ計画的に整備を進めるとともに、高等特別支援学校の全県展開を進めてまいりたいと考えております。

○水野 吉近 議員（公明・岐阜市）

12月13日（木）

○「清流の国ぎふ」創生総合戦略について

・人口減少社会における自然減・社会減への対応について

①社会減対策となる児童生徒に対するふるさと教育への取組みについて

教育長答弁

社会減対策となる児童生徒に対するふるさと教育への取組みについてお答えします。

高校における「ふるさと教育」は、小・中学校での授業や体験活動で学んだふるさとの知識をさらに深め、地域の課題を発見・解決する取組みを、広く地域や社会との関わりの中で展開していくものと考えております。

具体的には、例えば、専門高校では、地域資源を活用した商品の開発、生徒数の動向から活性化が求められる高校では、地元企業での実習活動、進学者の多い普通科高校では、地元市町村の課題を高校生ならではの視点で探求するなど、高校と地域が一体となった取組みを展開してまいります。併せて、高校ごとに、地元市町村や企業、大学等と連携した協議会を設置するなど、推進体制を充実する必要があると考えております。

こうした高校での「ふるさと教育」を通じて、生徒が地域の様々な関係者とともに考え行動し、地域や社会とのつながりを意識することで、自分の進むべき道を見つめ、選択することにつながっていくものと期待しております。

○児童生徒が通学時に携行するバッグ等の重さへの配慮について

教育長答弁

児童生徒が通学時に携行するバッグ等の重さへの配慮についてお答えします。

児童生徒が学校に携行する通学用のバッグ等の重さへの配慮については、本年9月に文部科学省から配慮の工夫例が示され、各市町村教育委員会を通じて周知したところです。

これを受け、県内すべての学校で改善の検討に取りかかっているところであり、例えば、児童生徒や保護者などと話し合っ、「毎日、家に持ち帰る必要があるもの」と「学校に置いておくことができるもの」のすみ分けをルール化

したり、使用頻度の低い学用品等を特定の場所に保管する、また、時間割の工夫により荷物が重くなる日が生じないようにする、など、既に改善に取り組んでいる事例の報告も多く受けているところです。

県教育委員会としましては、今後も市町村教育委員会の進捗状況を把握するとともに、県内の様々な工夫例を提供するなどして、学校が、保護者等と連携しながら、児童生徒の負担等を考慮した携行品への適切な配慮を講じることができるよう、支援してまいります。

○松岡 正人 議員(自民・各務原市)

12月13日(木)

○テクノプラザの整備について

・モノづくり人材育成拠点としての整備について

① 学校外の研究機関や共同施設での最新技術の実習や授業の実施について

教育長答弁

学校外の研究機関や共同施設での最新技術の実習や授業の実施についてお答えします。

本年3月にいただいた県地方産業教育審議会からの「答申」では、大学や企業、県の機関など、外部機関の施設設備を活用することで、高校だけでは実現することが難しい実践的な技術力を向上させることができるとのご提案をいただいております。

県教育委員会といたしましても、こうした学習を深めることで、ものづくりに関する先進的な技術力を育成することにつながると考えております。

このため、その実施にあたっては、まずは、工業高校が、学科の特性や地域産業のニーズを踏まえ、外部機関にどのような活用方法を期待するのか、外部機関では、どのような施設設備や教育プログラムを提供することが可能かなど、高校と外部機関とのマッチングを図ることが重要であり、関係機関とも連携し協力を得ながら、外部機関の活用方法について検討してまいりたいと考えております。

○中学生の部活動やスポーツの環境整備について

・少子化や教員の働き方改革を見据えた部活動の今後について

教育長答弁

少子化や教員の働き方改革を見据えた部活動の今後についてお答えします。

少子化や教員の働き方改革などの影響を踏まえ、持続可能な運動部活動の在り方をどのようにしていくか、更には、生徒にとって望ましいスポーツ環境をどう構築していくのかは重要な課題と捉えており、岐阜県中学校運動部活動指針においても、複数校による合同部活動の促進や外部指導員等の発掘・活用などのほか、地域におけるスポーツ環境の充実といった方向性を示しているところです。

こうしたなか、県内では、既に合同部活動や総合型地域スポーツクラブなど

と連携を図った活動、あるいは生徒が希望する部活動の有無を理由に中学校の選択を認めるなど、生徒のスポーツ活動の場を保障するための試みが始まっています。一方、国の中央教育審議会でも、将来的には、部活動を学校単位から地域単位の取組みとし学校以外が担うといったことも議論されていると伺っております。

県教育委員会としましても、中学生にとって将来にわたってスポーツ環境が保障されるよう、市町村に対し地域の特性を生かした取組事例を紹介するとともに、国の動向を踏まえ、市町村と連携して将来の運動部活動の在り方について、更に検討を進めてまいります。

○小原 尚 議員（自民・可児市）

12月13日（木）

○小中学校における日本語指導について

・現在の外国人児童生徒に対する日本語指導体制について

教育長答弁

小中学校における日本語指導について、2点ご質問がありました。

はじめに、現在の外国人児童生徒に対する日本語指導体制についてお答えします。

平成30年度の県内小中学校の外国人児童生徒は、第2次岐阜県教育ビジョン初年度である平成26年度に比べ、約1.3倍の2,600人余りとなっております。また、日本語指導が必要な外国人児童生徒が1名以上在籍する市町村も、32市町村に広がっている状況にあります。

このため県教育委員会では、日本語指導にあたる専任の教員を、平成26年度比で9名増員し46名、通訳などのサポートにあたる適応指導員を2名増員し12名配置しており、さらなる増員の検討も進めているところです。

また、現在、ご紹介のありました可児市の「ばら教室KANI」の取組みをモデルに、外国人児童生徒を多く抱える市町村の担当者や教員とともに、初期指導のためのカリキュラムや学習教材の開発を進めております。これを早期に完成させ、市町村教育委員会や学校での活用につなげてまいります。

○小中学校における日本語指導について

・新たな外国人材の受け入れを見据えた教員や指導員の養成・確保について

教育長答弁

次に、新たな外国人材の受け入れを見据えた教員や指導員の養成・確保についてお答えします。

県教育委員会といたしましても、今後予測される外国人児童生徒の増加や、県内各地域への散在傾向を見据え、日本語の指導ができる教員の養成や適応指導員の確保は重要な課題であると認識しております。

このため、国が主催する日本語指導者養成研修への参加者を、来年度から増員するとともに、研修を終えた教員が講師となり、県内の日本語指導を担当す

る教員などの指導スキルを高める研修を実施してまいります。また、若手教員を対象とした研修を新たに実施してまいります。

さらに、現在、県内の高校を卒業した外国人が、これまでの経験を生かし、適応指導員として県内の高校で後輩の指導にあたる例もあり、今後こうした道が広がるよう、高校の授業において、外国人生徒に対して、実践的な場面で使える日本語の習熟や、学力の育成に力を入れ、適応指導員の確保につながるよう努めてまいります。

○篠田 徹 議員（自民・瑞穂市）

12月14日（金）

○高校入試改革の課題と成果、今後の方針について

教育長答弁

高校入試改革の課題と成果、今後の方針についてお答えします。

高校入試の学区については、専門学科などでは従来から全県に出願ができ、普通科については、平成14年度入試から隣接学区への出願を可能とし、この春は、350名程度の生徒が隣接学区へ入学しております。今回の全県一区制の導入により、さらに、受験生の選択肢が広がったと考えております。

一方、県外募集については、初めての実施でもあり、周知の面で不足していたと考えております。このため、来春の入試に向けては、高校のホームページに特設ページを設け、特色ある取組みを紹介した動画を視聴できるようにするなど情報発信に工夫するとともに、県外の中学生からも選択される高校となるよう、さらなる魅力向上を図ってまいります。

県教育委員会といたしましては、高校入試について、大枠としては現行制度を維持しつつ、生徒にとってより良いものとなるよう、点検を行いながら必要な改善を図ってまいります。

○広瀬 修 議員（自民・岐阜市）

12月14日（金）

**○県立学校の管理職及び教員の人材確保について
・管理職への幅広い人材の登用について**

教育長答弁

県立学校の管理職及び教員の人材確保について、3点ご質問がありました。はじめに、管理職への幅広い人材の登用についてお答えします。

山積する教育課題を克服するためには、議員御指摘のように、従来の価値観にとらわれず、柔軟な発想をもって学校経営に当たることのできる管理職が必要であると考えております。また、県立学校は、普通科高校や専門高校、特別支援学校などそれぞれの特性があり、児童生徒や保護者、地域から期待される役割も様々であることから、適材適所の観点から管理職の登用を行っています。具体的には、学校長の推薦や人事評価などの学校管理職による評価、学校訪問や教育委員会幹部による面談などによる行政の視点による評価等により判断

しているところです。

直近2年の定期人事異動においては、県立学校の管理職として新たに167名を登用しております。このうち、学校長の推薦がなくとも登用した者は24名おり、その内訳は、校長5名、副校長2名、教頭13名、特別支援学校の部主事4名となっております。また、現在、県立学校の校長に行政職の者を1名登用するなど、多様な人材が活躍できるよう人事上の措置を講じているところです。

○県立学校の管理職及び教員の人材確保について

・管理職候補者の育成と確保について

教育長答弁

次に、管理職候補者の育成と確保についてお答えします。

管理職候補者を広く確保するためには、中堅教員の段階から計画的に育成していく必要があります。このため、各学校では、学校長が個々の教員の能力や適性を勘案しながら学年主任などの責任ある役割を経験させています。そして、教務主任や生徒指導主事、進路指導主事などといった学校の中核的役割を担わせることにより、将来の管理職として求められる資質能力を育成しています。

また、教員の人事にあたっては、高等学校、中学校、特別支援学校間での人事交流、教育委員会事務局や民間企業などの学校現場以外での職場勤務などを経験できるよう、計画的に行っています。

さらに、中堅教員を対象とした研修においても、現職の学校管理職や企業の管理職によるマネジメントに関する講座を実施するなど、学校の経営者として幅広い視野を持つことができるよう種々の施策を講じているところです。

今後も、様々な経験や研修を通して教員の資質を向上させ、将来の管理職の候補となる人材の計画的な育成に努めてまいります。

○県立学校の管理職及び教員の人材確保について

・臨時的任用教員の人材確保について

教育長答弁

最後に、臨時的任用教員の人材確保についてお答えします。

学校では、正規の教員では不足する場合や、教員が産休や育休、病気休暇等を取得する場合には、臨時的任用の教員である講師を確保して対応しています。現在のところは必要な数の講師を確保することはできておりますが、ご指摘のとおり、学校現場においても講師を探すことに苦慮している状況にあります。このため、県教育委員会では、講師を確保するための人材バンクを設け、教員免許を保有する講師希望者の登録の拡大を図っております。教員採用試験の際に受験者に登録を依頼したり、全国の100余りの大学に対し講師登録の案内を送付することに加え、教育実習を行った学生に対しても講師登録を勧めるよう学校の管理職に促すなど、講師の確保に努めているところです。

さらに、定年退職者や子育て等の事情により退職された方に講師として活躍いただくための退職の際に教員免許の更新を依頼するとともに、講師登録の案内を差し上げたりする取組みも進めております。

今後も、こうした取組みを通じて、講師を安定的に確保し、児童生徒の教育に支障を来たさないよう努めてまいります。

再質問

○臨時的任用教員の人材確保について

教育長答弁

先ほどご答弁申し上げたわけですが、講師を確保するためのあるいは人材バンク、を設けさせていただき、あるいは教員試験をされた方への登録の依頼とか、教育委員会としてもできる限りの手を尽くして講師の確保については努力をしていきたいというふうに思っております。また、どうしてもという場合に、先生おっしゃったように、他の免許を持っている方が行われるという例もあるわけですが、そういったことも含め、現場の皆さんが困らないように、我々もできる限りの努力を、今現在もやっておりますけれども、しっかりとやっていきたいというふうに思います。

○子どもの読解力低下に対する県の考え方や認識及び今後の取組みについて

教育長答弁

つづいて、子どもの読解力低下に対する県の考え方や認識及び今後の取組みについてお答えします。

本県の児童生徒の読解力については、これまでの国や県の学力調査の結果から、目的に応じて内容をとらえ、考えを明確にしながら読む力や、出題の意図を十分読みとって、自分の考えを書く力等が十分でない状況にあると捉えております。こうした背景には、スマートフォンなどの普及によるネット利用の増加に加え、本や新聞等、まとまった量の文章を読む機会の減少などが考えられます。

このため、県教育委員会では、読解力の基礎となる語彙力や文法力に加え、主語と述語の関係等、文章の構成や内容を正しく把握して解釈する力等の育成に向けた授業改善のアイデア等を冊子としてまとめ、すべての教員に配付し、授業等で活用しております。

今後は、例えば、全校一斉の朝読書などの読書を習慣づけるための取組みや、新聞等を活用した授業を通して、目的に応じて必要な情報を取り出し、意見をまとめるなどといった指導事例を小中学校に広めるなどし、児童生徒の読解力の向上を図って参ります。